

栃木市の産業支援メニュー

各産業分野の主な支援メニューの概要をご紹介します。各メニューの詳細、関連する補助制度については、市ホームページもしくは各担当課までお問い合わせください。

☎ ①～④：商工振興課 ☎ (21) 2371 ⑤：農業振興課 ☎ (21) 2381 ⑥：産業基盤整備課 ☎ (21) 2376

産業財産権を取得したい



④産業財産権取得補助事業

中小企業が産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を取得する際に必要な経費の一部を補助します。

【補助対象者】

市内中小企業者

【補助対象経費】

出願料、出願審査請求料、出願に関する弁理士への手数料

【補助金額】

対象経費の1/2の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権および商標権は10万円を限度。

新規就農したい



⑤新規就農サポート事業

新規就農者に対し、農業経営経費の一部を補助します。

【補助対象者】

- ・市内在住者で、引き続き3年以上居住する方
- ・市内で新規就農し、年間150日以上農業に従事し、農業収入が主たる収入である方
- ・新規就農時の年齢が50歳未満である方
- ・申請日が新規就農日から3年以内である方 等

【補助対象経費】

資材費、種苗費その他農業生産に係る経費や経営管理の合理化または高度化のために導入する機器に係る経費 等

【補助金額】

対象経費の1/2以内の額（上限60万円）

企業立地に関する補助を受けたい



⑥立地奨励金

立地操業後に、立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額を奨励金として交付します。

【補助対象者】物品の製造、加工、修理、販売を行う施設、物流、情報サービス、研究開発を行う施設

【対象地域】①市内の産業団地、工業団地②用途地域③それ以外の地域（①②の交付期間は5年、③の交付期間は2年）

【補助金額】上記交付期間内において、上限3億円

※その他、交付要件があります。

融資制度を利用したい



①市制度融資

中小企業者・小規模企業者の資金繰り円滑化のために、金融機関および保証協会の協力を得て融資を行います。（※信用保証料は市が全額補助）

【融資メニュー／限度額／利率】

- ①中小企業設備合理化資金／2,000万円／1.6～2.1%
- ②中小企業経営安定資金／2,000万円／1.4～1.8%
- ③小規模企業者資金／1,250万円／1.4～1.6%
- ④中小企業緊急景気対策特別資金／1,000万円／1.0～1.3%
- ⑤中小企業創業資金／500万円／1.6%（一部優遇有）

【補助対象者】

- ①②③④：市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者および小規模企業者
- ⑤：市内において創業を予定している方、創業後1年未満の25歳以上の中小企業者または事業転換・新分野進出等を図る中小企業者

従業員の福祉を増進したい



②中小企業介護相談員派遣事業

「仕事と介護の両立」支援のため、中小企業を対象に介護に関する相談員（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等）を無料で派遣し、個別相談会または研修会を開催します。

【対象者】

市内に事務所または事業所がある中小企業者
※介護相談員の派遣期間は、月1回、初回派遣日から1年間を限度。

市内で創業したい・出店したい



③空き店舗活用促進事業

新規開業者や中小企業者等が、補助対象区域内の空き店舗で開業する際にかかる費用の一部を補助します。

【補助対象者】

補助対象区域の空き店舗を利用し、小売業、飲食業、サービス業等を開業する方

【補助対象経費・補助金額】

店舗改装費の1/2（上限150万円）

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。その一環として、市では特設の相談所を設け、人権に関する様々な相談に人権擁護委員が応じます。

特設相談所

大平隣保館（大平町新）

6月3日（月）10時～12時

人権擁護委員

佐山 和江氏／関口茂一郎氏
渡沼 康子氏／黒川弘照氏
白井 春江氏／奈良俊次氏
岸 千賀子氏／船田圭子氏
石塚 和子氏／戸田真氏
直井 泰子氏／高際はま子氏
藤野喜代子氏／矢口稔氏
荒木 由和氏／加茂律子氏
大阿久功子氏／白井恭子氏
中田美千子氏／大竹教子氏
渡辺 憲子氏

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談、人権侵害による被害者の救済や、人権についての啓発活動を行っています。常設での電話相談も受付けていますので、お気軽に相談ください。

専用相談電話
みんなの人権110番

☎0570-0003-110

子どもの人権110番
☎0120-0007-110

女性の人権ホットライン
☎0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル
☎0570-090-911

☎人権・男女共同参画課
☎(21)2161

6月1日～7日は水道週間

水道水の安全性

蛇口から出る水道水は、毎日消毒効果を確保するなど衛生的に管理しています。また、法令に基づく水質基準検査や放射性物質の検査を定期的に行い、安全性を確認しています。給水地域の方は、水道水を安心してご利用ください。

水道工事の依頼

各家庭の給水装置は、使用者に管理責任があります。工事等を行う場合は、安全面等を考慮し必ず市の指定工事業者者に依頼し、工事費用・工法等を確認して契約してください。

漏水事故についてお願い

道路に埋設されている水道管から水道水が漏れている箇所を見かけましたら、水道建設課（☎(25)2116）までご連絡ください。

☎ 上下水道総務課 ☎(25)2100

6月23日～29日は男女共同参画週間

男女共同参画週間

だれもがどれも選べる社会に

男女共同参画社会を実現するために、市民の皆さん一人ひとりの理解と協力が必要です。この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、考えてみませんか？

男女共同参画の推進を積極的に行っている事業者をご紹介します

ケーブルテレビ株式会社（樋ノ口町）

取組内容

ワーク・ライフ・バランスの推進、

男性の育児参加の促進

☎人権・男女共同参画課
☎(21)2162

6月2日～8日は危険物安全週間

危険物安全週間

次世代へ つなごう無事故と青い地球

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。期間中は、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く危険物に対する意識の高揚と啓発を図ります。

☎消防本部予防課 ☎(22)0072

ご家庭の廃食用油の回収

ごみの資源化のため、廃食用油の拠点回収をしています。油カスなどを取り除いてペットボトルに入れ、ふたを確実に閉めて回収場所にあるボックスに容器ごと入れてください。（未開封の物はそのままの容器で出してください。）

対象 ご家庭で使用された植物性食用油（事業で発生したものは不可）

回収できる油 サラダ油、菜種油、ベニバナ油、コーン油、ごま油、オリーブオイルなどの植物性油

回収できない油 ラード、バターなどの動物性油と機械油、灯油、軽油、エンジンオイルなどの鉱物油

注意点 油かすや油凝固剤で固めた油は「もやすごみ」の日に

ごみステーションに出してください。

回収場所 市役所本庁舎、各総合支所、とちぎクリーンプラザ、道の駅みかも、道の駅にしかた

※本庁舎は警備員室、各総合支所は地域づくり推進課窓口に直接お持ちください。

☎ クリーン推進課 ☎(31)2447

遺跡の範囲内での工事には届出が必要です

遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の範囲内で工事を行うときは、文化財保護法の規定に基づく工事の届出が必要です。個人・法人に関わらず、造成・建築・解体、樹木等の抜根、水道を引き込む等、土木工事を行う際は事前に問合先窓口（市役所4階）で埋蔵文化財包蔵地の確認をお願いします。調べたい場所がわかる地図と所在地の住所をご準備ください。FAXやメールでも対応しています。

☎文化課

☎(21)2497
FAX(21)2690

指定文化財等における諸手続きについて

国・県・市指定文化財および登録有形文化財について、修理などによる現状変更や所有者の変更等を行う際は、諸手続きが必要です。詳しくは問合先までご連絡ください。

☎文化課

☎(21)2497
FAX(21)2690





害虫獣駆除

株式会社 防除プロジェクト

害虫駆除ならお任せ 技術(技)に自信あり!

まずは見積りから 安心プライスで施行いたします

ネズミ・ゴキブリ・シロアリ・ダニ・ハチ・コウモリ・害獣等

害虫のことなら何でもご相談ください

※害虫を予防する「環境」についてのご相談も承ります

栃木消毒

☎62-5679 ☎090-1816-2266

かたづけ屋★栃木です!!

初夏にかたづけ・まじョカ☆(´▽`)

建物解体工事

不用品処分

◆建物等解体工事◆
建替・相続等の解体に自信アリ!

◆不用品処分◆
机・椅子・家具・衣服・家電など

株式会社 くりかい

☎0282-30-1632

栃木県栃木市宮町55-1 ☎info@cri-kai.com <くりかい> 🔍検索

栃木市指定一般廃棄物許可業者／栃木市指令第16号【一般廃棄物収集運搬許可】
栃木県知事許可(般-4)第23922号【解体工事業許可】・栃木県知事許可第161721号【産業廃棄物収集運搬許可】